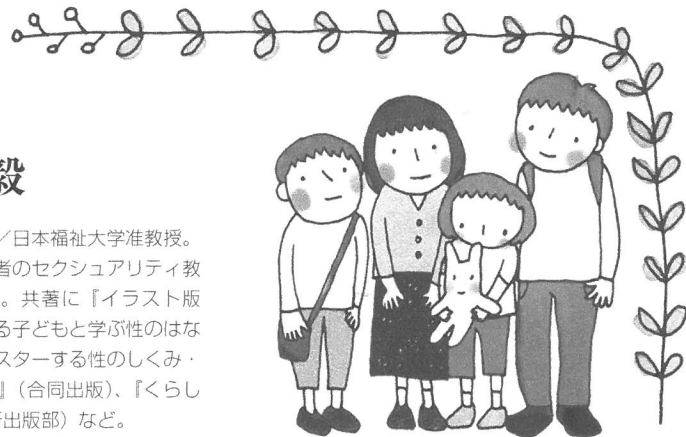


セロが学ぶ★セクシュアリティ 障害のある子ども若者のアソビ



日本福祉大学

伊藤修毅

いとう なおき/日本福祉大学准教授。
専門は障害児・者のセクシュアリティ教育、
青年期教育。共著に『イラスト版発達に遅れのある子どもと学ぶ性のはなし—子どもとマスターする性のしくみ・いのちの大切さ』(合同出版)、『くらしの手帳』(全障研出版部)など。

第7回 セクスのはなし

高校生らしいおつきあい

ある高等特別支援学校の先生から受けたご相談です。

昨年度、生徒の妊娠事件がありました。女子生徒は、性的に活発な子で、校内外のいろんな男性と性的な関係をもっていたようです。養護教諭が妊娠に気づいた時には、中絶できる期間を過ぎていて、大騒動となりました。

出産予定日が12月24日と言われたので、十月十日^{とちごちか}前は、2月14日。ある男子生徒にチョコをあげ、そのまま遊びに行き、帰りが遅くなり、騒ぎになったのですが、その時に妊娠するような行為があったようです。この2人の関係は、その日だけだったようですが、男子生徒も事実と認めました。

それぞれのご家庭と学校で話し合いをもって、結局、2人も退学しました。女子生徒の方は、無事に出産したという噂は聞きましたが、その後について、く

わしいことはわかりません。

学校としては、自主退学をしてください、と、とりあえずは収束したのですが、同じようなことが二度と起らないように、今年度はしっかり性教育をしようと思っっています。高校生なので交際を止めるつもりはないのですが、どうすれば、「高校生らしいおつきあい」がわかかってもらえますかね？

「不純異性交遊」という言葉を、いまだに特別支援学校の先生方から聞くことがあります。まだ「不純異性交遊を慎まなくてはならない」と「生徒心得」などに書かれている特別支援学校もあると聞きます。「高校生らしいおつきあい」という言葉も、意味するところは大きな差なさそうです。「男らしい、女らしい」と同様に、「○○らしい」という固定的な価値観を押し付ける教育から脱却するということが第一歩なように思えます。

無知と人権侵害

少しきびしい小見出しをつけました。それほど、この事例は、深刻な人権侵害であり、また、その背景に「おとなの無知」があるということです。

妊娠を理由とする退学は、言うまでもなく人権侵害です。形式的には、自主退学の形をとっており、双方の保護者がやむを得ないと考えていたとしても、生徒たちからすれば「やめさせられた」ということにはちがいません。2018年、文部科学省は、妊娠した生徒の対応について、母体保護を最優先とした配慮をおこなうこと、退学処分や事実上の退学勧告をおこなってはいけないこと、さまざまな支援策についての情報提供をおこなうことなどを示した通知を出しています。学校には、この通知に沿った対応が求められます。

加えて、この事例には、関わったおとなたちの「無知」が横たわっています。妊娠期間は、俗に「十月十日」と言われますが、単純に十ヵ月と十日間でもなければ、性交をした日や受精した日から数え始めるわけでもありません。

妊娠をすると月経が止まりますが、妊娠前の最後の月経の初日を0日目とします。ここから起算し、0〜6日目を0週目、7〜13日目を1週目とし、0〜3週目が1月目になります。4〜7週目が2月目、8〜11週目が3月目と数え、10月目の終わる翌日(48週0日目)が出産予

定日です。つまり、妊娠が成立しているはずもない最終月経の初日から起算して280日間が妊娠期間なのです。月経から排卵までに約2週間あります。この排卵の頃に性交があり、受精し、着床すると妊娠が成立します。

12月24日が出産予定日であれば、単純計算では3月19日頃が最終月経の初日、4月1日頃に性交があったことになりません。女性は機械ではありませんので、厳密にこの日付通りということはありませんが、少なくとも、この妊娠につながる性交が2月14日におこなわれたという推定は確実に誤りです。つまり、この男子生徒が父親という推定も誤りであり、この誤った推定によって退学へ導かれたのであれば、おとなの「無知」がもたらした、大問題です。

なんらかの事情で妊娠を継続できない場合、安全な人工妊娠中絶手術を受けることも女性の権利として確認されてきました。人工妊娠中絶が可能なのは、21週6日目までです。また11週目以前と12週目以降では、手術の方法や手続きが異なります。このことも、妊娠週数の数え方を正確におさえておかないと、適切な判断がむずかしくなります。